

●緩和項目表（用途変更）

緩和するものについて安全上、防火上及び衛生上支障がないことについて検討

条項	内容	適用	緩和	緩和理由、代替措置等
建築基準法（法第87条の3第6項に関する緩和項目）				
第12条第1～4項	特殊建築物の定期報告等			
第21条	大規模建築物の耐火制限			
第22条	屋根材の防火制限			
第24条	建築物が法22条区域の内外にわたる場合			
第26条	防火壁等の設置			
第27条	耐火建築物等とすべき特殊建築物			
第34条第2項	非常用昇降機の設置			
第35条の2	特殊建築物等の内装制限			
第35条の3	無窓居室の耐火制限			
第3章	集団規定			
	43条（接道）			
	48条（用途地域）			
	52条（容積率）			
	53条（建ぺい率）			
	その他 （ ）			
第87条第2項	用途変更に対する準用規定			
建築基準法施行令（令第147条第2項に関する緩和項目）				
第22条	居室の床の高さ及び防湿方法			
第28条	便所の採光及び換気			
第29条	くみ取り便所の構造			
第30条	特殊建築物等の便所の構造			
第46条	構造耐力上必要な軸組等（木造）			
第49条	外壁内部等の防腐措置等（木造）			
第112条	防火区画			
第114条	界壁、間仕切壁及び隔壁			
第5章の2	特殊建築物等の内装			
第129条の13の2	非常用昇降機の設置を要しない建築物			
第129条の13の3	非常用昇降機の設置及び構造			

注) 計画の建築物が本来各条項の適用を受けない場合は「適用」欄に／印を記入

緩和規定を考慮して計画している場合は「緩和」欄に○印を記入し、代替措置等を記入

●緩和項目表（用途変更）

緩和するものについて安全上、防火上及び衛生上支障がないことについて検討

条項	内容	適用	緩和	緩和理由、代替措置等
建築基準法（法第87条の3第6項に関する緩和項目）				
第12条第1～4項	特殊建築物の定期報告等	/		
第21条	大規模建築物の耐火制限	/		
第22条	屋根材の防火制限	○	無	
第24条	建築物が法22条区域の内外にわたる場合	/		
第26条	防火壁等の設置	○	有	別紙代替え措置参照
第27条	耐火建築物等とすべき特殊建築物	/		
第34条第2項	非常用昇降機の設置	/		
第35条の2	特殊建築物等の内装制限	/		
第35条の3	無窓居室の耐火制限	/		
第3章	集団規定			
	43条（接道）	○	無	
	48条（用途地域）	○	無	
	52条（容積率）	○	無	
	53条（建ぺい率）	○	無	
	その他 （ ）			
第87条第2項	用途変更に対する準用規定	○	無	
建築基準法施行令（令第147条第2項に関する緩和項目）				
第22条	居室の床の高さ及び防湿方法	○	無	
第28条	便所の採光及び換気	○	無	
第29条	くみ取り便所の構造	/		
第30条	特殊建築物等の便所の構造	/		
第46条	構造耐力上必要な軸組等（木造）	/		
第49条	外壁内部等の防腐措置等（木造）	/		
第112条	防火区画	/		
第114条	界壁、間仕切壁及び隔壁	○	有	別紙代替え措置参照
第5章の2	特殊建築物等の内装	/		
第129条の13の2	非常用昇降機の設置を要しない建築物	/		
第129条の13の3	非常用昇降機の設置及び構造	/		

注) 計画の建築物が本来各条項の適用を受けない場合は「適用」欄に/印を記入
 緩和規定を考慮して計画している場合は「緩和」欄に○印を記入し、代替措置等を記入